

鹿角市公告第16号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については下記場所において縦覧に供する。

令和7年2月4日

鹿角市長 関



記

- 1 経営管理実施権配分計画対象森林
 - ・鹿角市役所農地林務課で縦覧に供する
玉内・小豆沢区域の森林
- 2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者
 - 住 所 鹿角市花輪字合野18番地3
 - 名 称 鹿角森林組合
 - 代表者 代表理事組合長 宮野 和秀
- 3 縦覧場所 鹿角市農地林務課 鹿角市ホームページ
- 4 本公告により、森林所有者及び市に経営管理受益権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。